

京都市告示第165号

昭和58年1月31日付け京都市告示第258号（道路法に基づく道路区域の決定及び供用開始等）の一部を次のように改めます。

令和5年6月1日

京都市長 門川大作

表中

「

路線名	区間	延長	敷地の幅員
西京極65号線	右京区西京極西向河原町1番地地先から 同区西京極藪ノ下町6番地地先まで	メートル 219.00	メートル 0.80 ~ 3.00

」

を

「

路線名	区間	延長	敷地の幅員
西京極65号線	右京区西京極河原町39番地の2地先から 同区西京極藪ノ下町6番地地先まで	メートル 219.00	メートル 0.80 ~ 3.00

」

に改めます。

(建設局土木管理部道路明示課)